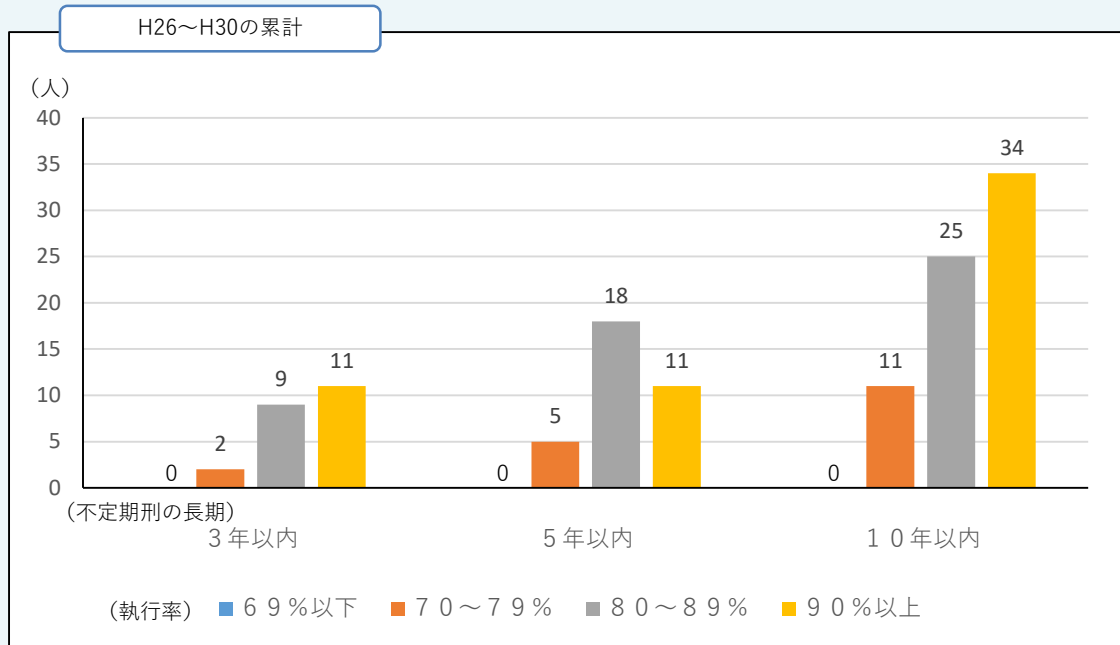


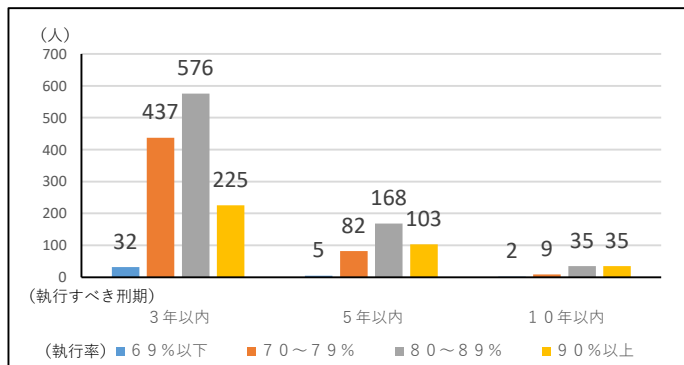
不定期刑受刑者の
仮釈放時の刑の執行率
（平成26年～平成30年）

不定期刑受刑者の仮釈放時の刑の執行率（平成26年～平成30年）



	不定期刑の長期	①総数	②執行率 69%以下 (②/①)	③執行率 70～79% (③/①)	④執行率 80～89% (④/①)	⑤執行率 90%以上 (⑤/①)
H26～H30 累計	3年以内	22	—	2(9.1%)	9(40.9%)	11(50.0%)
	5年以内	34	—	5(14.7%)	18(52.9%)	11(32.4%)
	10年以内	70	—	11(15.7%)	25(35.7%)	34(48.6%)
H26	3年以内	5	—	—	2(40.0%)	3(60.0%)
	5年以内	6	—	2(33.3%)	2(33.3%)	2(33.3%)
	10年以内	17	—	2(11.8%)	10(58.8%)	5(29.4%)
H27	3年以内	3	—	—	2(66.7%)	1(33.3%)
	5年以内	8	—	1(12.5%)	7(87.5%)	—
	10年以内	8	—	1(12.5%)	4(50.0%)	3(37.5%)
H28	3年以内	6	—	2(33.3%)	3(50.0%)	1(16.7%)
	5年以内	13	—	2(15.4%)	6(46.2%)	5(38.5%)
	10年以内	19	—	5(26.3%)	2(10.5%)	12(63.2%)
H29	3年以内	5	—	—	2(40.0%)	3(60.0%)
	5年以内	5	—	—	2(40.0%)	3(60.0%)
	10年以内	19	—	3(15.8%)	7(36.8%)	9(47.4%)
H30	3年以内	3	—	—	—	3(100.0%)
	5年以内	2	—	—	1(50.0%)	1(50.0%)
	10年以内	7	—	—	2(28.6%)	5(71.4%)

【参考】 定期刑受刑者（仮釈放審理開始時29歳以下）
仮釈放時の刑の執行率（H30）



(注1) 保護統計年報及び法務省調査による。

(注2) 「不定期刑の長期」及び「執行すべき刑期」とは、刑期に算入すべき未決勾留又は留置の日数がある場合は、その日数を控除した期間であり、仮釈放取消しによる残刑の執行の場合は、その残刑期間であり、刑が2以上ある場合はそれぞれの刑の執行すべき期間を合算した期間である。なお、一部猶予者については実刑部分の期間を算入している。

(注3) 不定期刑の執行率は、不定期刑のみの言渡しを受け仮釈放を許された者の不定期刑の長期に対する執行した期間の割合である。

(注4) 定期刑の執行率は、定期刑仮釈放者の執行すべき刑期に対する執行した期間の割合である。